

流域下水道事業の設置等に関する条例をここに公布する。

令和元年10月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第22号

流域下水道事業の設置等に関する条例

(設置)

第1条 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、流域下水道事業を設置する。

(地方公営企業法の財務規定等の適用)

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項の規定に基づき、流域下水道事業に同条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第3条 流域下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 流域下水道の名称、処理区、処理区域及び1日最大処理能力は、次のとおりとする。

名 称	処理区	処理区域	1日最大処理能力
北上川上流流域下水道	都南処理区	盛岡市 滝沢市 岩手郡雫石町 紫波郡矢巾町	195,600立方メートル
	花北処理区	花巻市 北上市	48,010立方メートル
	胆江処理区	奥州市 胆沢郡金ヶ崎町	29,700立方メートル
磐井川流域下水道		一関市 西磐井郡平泉町	17,300立方メートル

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第4条 法第34条において読み替えて準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定に基づく流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、賠償責任の全部又は一部を免除するときとする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第5条 流域下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領、県がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁並びに法律上県の義務に属する損害賠償の額の決定とする。

(構造の基準)

第6条 下水道法（昭和33年法律第79号）第25条の18第1項において準用する同法第7条第2項に規定する条例で定める流域下水道の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 排水施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）に共通する構造の基準
- ア 堅固で耐久力を有する構造とすること。
 - イ コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講じられていること。
 - ウ 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。
 - エ 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講じられていること。
 - オ 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の規則で定める措置が講じられていること。

(2) 排水施設の構造の基準

- ア 排水管の内径及び排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- イ 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講じられていること。
- ウ 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講じられていること。
- エ 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。
- オ ます又はマンホールには、密閉することができる蓋を設けること。

(3) 処理施設（終末処理場であるものに限る。以下同じ。）の構造の基準

- ア 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講じられていること。
- イ 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置が講じられていること。

2 前項の規定は、次に掲げる流域下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる流域下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる流域下水道
(終末処理場の維持管理)

第7条 下水道法第25条の18第1項において準用する同法第21条第2項の規定による流域下水道の終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 活性汚泥を使用する処理方法による場合は、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。

- (2) 沈砂池又は沈殿池の泥ために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
- (4) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。
- (5) 前号に定めるもののほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講ずること。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 岩手県流域下水道事業特別会計条例（昭和55年岩手県条例第9号）
 - (2) 流域下水道条例（平成24年岩手県条例第92号）
- 3 財政状況の公表等に関する条例（昭和35年岩手県条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、県の歳入歳出予算の執行状況並びに財産、県債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項（以下「財政状況」という。）の公表並びに公営企業の業務の状況の<u>報告</u>に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(公営企業の業務の状況の<u>報告</u>)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(補則)</p> <p>第4条 [略]</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、県の歳入歳出予算の執行状況並びに財産、県債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項（以下「財政状況」という。）の公表並びに公営企業の業務の状況の<u>報告等</u>に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(公営企業の業務の状況の<u>報告等</u>)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>第4条 <u>知事は、流域下水道事業に関する業務の状況を説明する書類について、毎年度を4月から9月までの前期と10月から翌年の3月までの後期の2期に分けて作成するものとし、記載事項は、前条第1項第1号から第3号までに掲げるもののほか、知事が必要と認める事項とする。</u></p> <p>(補則)</p> <p>第5条 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。